公園施設等 LED 化に伴う J-クレジット創出連携事業
－事業内容－

１．事業の名称

公園施設等 LED 化に伴う J-クレジット創出連携事業（以下「本事業」という。）

２．事業の概要

本市は、対象施設（３．対象施設 参照）の LED 化による温室効果ガス排出削減量を活用した J-クレジットの創出および売却を行う事業者を募集する。

事業者は、当該排出削減量について、J-クレジット制度に基づく認証を受け、クレジットを創出するものとする。また、創出したクレジットを売却し、その売却収益について、本市および事業者があらかじめ合意した配分割合に応じて、本市に分配するものとする。なお、本事業の実施に係る費用は事業者の負担とし、本市は事業者に対して委託料、補助金その他一切の金銭的負担を行わない。

（１）本市は、本事業の実施に必要な資料およびデータを事業者に提供する。

（２）事業者は、当該排出削減量について J-クレジット制度に基づく認証を受け、クレジットを創出するものとする。

（３）事業者は、認証されたクレジットを売却し、購入者から売却代金を徴収するものとする。

（４）事業者は、クレジット売却収益について、クレジットの創出を開始した年度以降、毎年度本市へ分配するものとする。なお、クレジットの売却先、売却価格および取引方法については、本市と協議の上決定するものとする。この場合において、本市が売却先または売却価格を提案したときは、事業者はこれを優先して取り扱うものとする。

３．対象施設

対象施設は本市所管の公園施設および本市が指定する施設とし、計 4 施設を予定している。これらの施設の LED 化に伴う年間削減電力量の合計は、約 60 万 kWh を想定している。

なお、今後の事業進捗や予算審議により対象施設や予定年度を変更、追加又は削除する場合がある。参考として、対象施設ごとの LED 化予定年度を次表に示す。

	対象施設	LED 化予定年度
①	神戸総合運動公園 グリーンアリーナ神戸	2026 年度
②	神戸総合運動公園 ほっともっとフィールド神戸	2028 年度
③	神戸総合運動公園 ユニバー記念競技場	2030 年度
④	その他施設	整備済み

４．事業の実施期間

（１）事業期間

事業期間は、協定締結日から８年間とする。なお、対象施設の追加、認証対象期間の延長その他本事業の実施に影響を及ぼす事由が生じた場合は、本市と事業者が協議の上決定するものとする。

（２）認証申請時期

クレジットの認証申請は、本市と協議の上で行うものとし、対象施設の LED 化による排出削減量を早期にクレジット創出に繋げるものとする。

なお、前項の通り対象施設には既に LED 化が完了している施設と、今後 LED 化を実施する予定の施設がある。そのため、後者の施設については、LED 化の実施状況に応じて段階的に認証申請を行うものとする。

（３）クレジットの売却等の時期

事業者は、創出したクレジットについて、毎年度売却に努めるとともに、クレジット売却収益の分配を毎年度実施するものとする。なお、事業者は、クレジットの売却結果について速やかに本市へ報告するものとする。また、クレジット売却収益の分配時期については、本市と協議の上、決定するものとする。

５．留意事項

（１）クレジットの認証が受けられなかった場合、または想定する数量のクレジットが創出されなかった場合であっても、本市は事業者に対して、損失補填、補償、その他これらに類する費用負担を一切行わない。

（２）J-クレジット制度の改正その他制度運用の変更により、本事業の内容に影響が生じた場合は、本市及び事業者が協議の上、対応を決定するものとする。

（３）事業期間満了時において未売却のクレジット又は未精算の売却収益がある場合は、その取扱いについて本市と事業者が協議の上決定するものとする。

（４）本事業の実施に当たり、事業者が本市との間で締結した協定に定める事項を履行しない場合その他協定を継続しがたい事由が生じた場合には、本市は協定を解除することができる。この場合において、既に認証されたクレジットの取扱いについては、本市及び事業者が協議の上決定するものとする。

（５）事業者は、本事業の実施に当たり本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議の上、貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料は、本事業の終了後速やかに本市へ返却しなければならない。また、当該資料を紛失又は毀損した場合は、事業者の責任及び負担において復旧するものとする。提供する資料については、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

（６）本事業の実施に関し、公募要領、事業概要に定めのない事項または疑義が生じた場合は、本市と事業者が協議の上、決定するものとする。